

2021年2月15日

福島県知事 内堀雅雄様

日本共産党福島県委員会福島県沖地震対策本部長 町田 和史
日本共産党福島県議団 団長 神山 悦子
副団長 宮川えみ子
幹事長 宮本しづえ
政調会長 吉田 英策
副幹事長 大橋 沙織

福島県沖を震源地とする地震被害に関する緊急要望書

2021年2月13日午後11時8分、福島県沖でM7.3、震度6強の巨大地震が発生、県内各地に大きな被害をもたらしました。日本共産党福島県委員会は14日に災害対策本部を設置し、情報収集に当たるとともに、14日には高橋千鶴子衆院議員、岩渕友参院議員が現地調査に入り、二本松市の岳温泉の県道の被害箇所、被災旅館で建物被害の聞き取りを行いました。被災した旅館は敷地全体にひび割れが起きており、建物の内部でも壁の崩落、ひび割れ等が随所であり、復旧には相当の時間と費用を要するものと思われ、公的支援の要望を受けました。また、県の災害対策課からも県全体の被害状況を伺いました。

県民は、コロナ禍の下での地震発生に困惑しており、被災者のくらしと生業の復旧にも大きな困難が予想されます。加えて、本日14時56分に中通、浜通り地方に暴風、大雨の警報、注意報が出され、二次災害への嚴重な警戒と対策が求められるところです。

これらのことを踏まえて、以下の点について緊急要望します。

1. 家屋などは外見だけではわからない被害もあるため、被害の実態を丁寧に調査し、全容把握に努めること。
2. 公的支援対象の可能性を考慮し、罹災証明の申請を呼びかけること。
3. 地震に加え今後予測される大雨、強風による被害も災害救助法の対象に加えるとともに、被災世帯へ県として見舞金を支給すること。
4. 屋根瓦の崩落、壁の亀裂等家屋の被害が各所で発生しており、応急修理の制度活用を図ること。また、被災者生活再建支援法の発動要件を満たさない場合でも、県の支援策を活用して住まいの再建を支援すること。
5. 災害ごみの処理について、臨時の対応を行うよう市町村を支援すること。
6. 被災事業者については、グループ補助金の対象となるよう国に支援を求めるとともに、県独自の支援を行うこと。
7. ハウス農家の施設設備や、作業小屋の被害にも支援を行うこと。
8. 常磐道路、東北新幹線の早期開通を求めること。

以上